

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市条例第 1 7 号

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿賀野市国民健康保険税条例（平成 1 6 年阿賀野市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5 千円」を「3 0 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5 千円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の阿賀野市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。